

平成 17 年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

監査項目	1 財団法人大田区産業振興協会の事業全般的事項	
	監査の結果	措置状況
	<p>①協会の平成 16 年度の決算において、要返戻事業の対象となる補助事業費に計上されていた「施設サービスグループ」の職員（1名）の平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日）の入件費につき、返戻不要事業である産業プラザ管理運営事業費に平成 17 年 3 月 31 日付で全額の振替処理が実施されていた。さらにこの振替に関する承認等の決裁手続きは行われていなかった。このように、いわゆる要返戻事業と返戻不要事業間で、年度末に決裁手続きを経ずに支出の振替があり、結果として、協会から区への補助金の返戻額は振替前の金額より多くなっていた。しかし、後述のような場合も想定されることから、業務実態に合った適切な時期に、適切な金額を振替に関する承認手続きにより、処理されたい。</p>	<p>平成 18 年度より、区との協議により、補助金交付要綱を改正し、補助金の支出使途にやむ無く計画変更が生じた場合は事前に区長に申請し、承認を得ることとし、申請、承認書式、手続きを定めました。</p>
	<p>②協会の平成 16 年度理事会議事録並びに評議委員会議事録に於いて、議事録は作成されてはいるものの、日付が明記されていないものが散見された。</p> <p>議事録や契約書等における日付は、法律上重要な意味を持つ場合がある。今後の協会の発展の中で、議事録等の作成機会も多くなってくることが予想される。このような日付、内容等につき、寄付行為第 27 条に遵守し作成されたい。</p>	<p>直ちに確認し日付が明記されてない部分について日付を記載しました。その後の会議議事録においても日付、内容とも寄付行為 27 条を遵守し、遺漏なきように致しております。</p>

## 平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

監査項目	2 大田区産業プラザ関連事項	
	監査の結果	措置状況
ア. の件について	<p>現在、協会では、Pi0 条例等に規定された料金を上限として大田区産業プラザの利用料金を設定しているが、利用料金制度以前の料金を引き継いだ経緯があるとして、区長の承認は受けていない。</p> <p>しかし、この場合、実際には区との間で締結された覚書が遵守されていないことになるので遵守されたい。</p>	大田区産業プラザ条例及び同施行規則、及び覚書に基づき、区長承認を受けました。

平成17年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況

監査項目	3 勤労者共済関連事項	
	監査の結果	措置状況
	<p>①本来、当該積立基金については、勤労者共済給付金等準備のためのものであり、積立金の目的、事業計画等でその積立金の規模が決まるものと考えられる。よって、目的の必要額を本来予算計上すべきであり、(当期) 収入支出差引額、いわゆる当期收支差額に固執する必要はないと考えられる(平成16年度までは、積立金の積立金額につき、特に取扱いの規定は存しなかった)。</p> <p>また、たとえ(当期) 収入支出差引額を次年度予算で積立て、翌年度執行するという方法でも、約1年のタイムラグが生じ、基金規程第2条の運用が適切に機能されているとは言い難い。さらに、当初から補正予算が必要と考えられるのも望ましくない。</p> <p>よって、当該積立金の目的に見合う予算措置とその執行をされたい。</p>	<p>「勤労者共済事業給付金等準備積立基金の処分(運用)等について」の方針を定め、会員福祉の向上と財政基盤の安定化を図ると共に、19年度から積立額を予算化する計画です。なお、基金のあり方については、共済会事業全体の見直しの中で位置づけていきます。</p>
	<p>②現金実査という手続きを行ったところ、共済口の現金等について、大半、現金出納帳に残高の記載がない点、日々の残高チェックがなされていない点等、財務規程第26条、第31条を十分に充たしていない管理状況であった。</p> <p>今後は、現金出納及び各種チケット等(高速券等)の管理を徹底されたい。</p>	<p>適正な管理を徹底しております。</p>